

12月4日から12月10日は人権週間です

人権週間特集号

障害への理解を深めましょう

福知山手話サークル「こづち」は、今年で活動39年目になる手話サークルです。聴覚に障害のある人たちとの交流を続ける中で障害への理解と手話の普及を目的に昭和51年に結成されました。今年4月には、これまでの社会奉仕活動の功績から緑綬褒章を受章されました。

毎週火曜日の夜、20代から60代までの会員30人が総合福祉会館に集まり、手話の学習会を通して楽しく交流されています。

このほか、手話通訳のボランティア活動や毎年府北部で開催される手話劇コンクールに出場するなど、幅広く活動されています。

会長の足立祥子あだちしゅうこさんは、「聴覚障害は見て分かりにくい障害です。ゆっくりとした身振り手振りや表情で接してほしい。手話サークルは、年齢や仕事に関係なく交流できるので、気軽に参加してほしいです」と話してくださいました。



手話劇コンクールに向けて練習中

福知山手話サークル

「こづち」

- おもな活動日 毎週火曜日
- 活動時間 午後7時～8時30分
- 活動場所 総合福祉会館
(内記二丁目)
- 会員数 30人
- 問合せ 福知山市社会福祉協議会

(TEL) 25・3211・
FAX 24・5282)

一緒に活動していただける人を募集しています。手話に興味ある人は、ぜひご連絡ください。



福知山手話サークル「こづち」の皆さん

障害者スポーツの紹介

平成25年9月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック」が開催されることが決定しました。

今回は「全国障害者スポーツ大会」で行われている競技種目を紹介します。

□全国障害者スポーツ大会とは

障害のある選手が、競技などを通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの全国的な祭典です。毎年、国民体育大会終了後に開催され、3,000人超の選手が参加しています。

□個人競技種目

陸上競技（身・知）、水泳（身・知）、アーチェリー（身）、卓球（身・知）／サウンドテーブルテニス（身）、フライングディスク（身・知）、ボウリング（知）の計6種目があります。

□団体競技種目

バスケットボール（知）、車椅子バスケットボール（身）、ソフトボール（知）、グランドソフトボール（身）、バレーボール（身・知・精）、サッカー（知）、フットベースボール（知）の計7種目があります。

（身）身体障害のある人が出場できる競技です。

（知）知的障害のある人が出場できる競技です。

（精）精神障害のある人が出場できる競技です。

フライングディスクとは？

プラスチック製の円盤状のディスクを使用して行う競技です。次の2つの公式競技があります。

【アキュラシー競技】

5mまたは7m離れたアキュラシーゴール（直径91.5cmの円形）にディスクを10回投げてその通過数を競います。

【ディスタンス競技】

ディスクを3回投げて遠投距離を競います。



（フライングディスク）



（アキュラシーゴール）

京都障害者フライングディスク大会



平成27年5月23日(土)、島津アリーナ(京都市)で「京都障害者フライングディスク大会」が行われました。本市からは30人が参加しました。

左の写真は、同大会で行われたアキュラシー競技の様子です。

■社会福祉課 (TEL24-7017・FAX22-9073)

平成27年度

人権標語応募作品

各小中学校に「人権と平和に関する標語」を『児童・生徒の部』と『一般の部』で募集をしました。気持ちのこもった作品をたくさんいただき、ありがとうございました。

皆さんの作品をとおして、お互いの思いやりや心配り、命の大切さを考え、「人権尊重の輪」を広めましょう。応募された標語はチラシへの掲載や広報ふくちやまで啓発活動に利用させていただきます。以下、一部をご紹介します。

児童・生徒の部

- 人間は みんな違って あたりまえ
(日新中学校 1年生)
- あいさつを すればするほど たのしいよ
(中六人部小学校 1年生)
- 「ありがとう」 たった5文字の 大切さ
(六人部中学校 3年生)
- どうしたの そこからつながる 仲間のわ
(遷喬小学校 4年生)
- いじめてる あなたが一番 弱い人
(大江中学校 1年生)
- わすれない 君のやさしい 一言を
(上豊富小学校 4年生)
- けんかしない それが平和の 近道だ
(有仁小学校 3年生)
- ありがとう ごめんなさい
たいせつなのは すなおなきもち
(昭和小学校 2年生)

- かなえない みんなの笑顔 広がる教室
(大正小学校 6年生)
- やさしさが いっぱいあるこに になりたいな
(修斉小学校 1年生)
- 流されない 心のブレーキ
キュッ キュッ キュッ!
(佐賀小学校 5年生)
- 一人ぼっちに させない優しい 思いやり
(金谷小学校 4年生)
- 勇気ある その行動で すくわれる
(菟原小学校 6年生)

一般の部

- 大人こそ いじめ わる口 気をつけて
(上豊富小学校保護者)

■生涯学習課人権教育係

(TEL24-7064・FAX24-4880)

いじめ根絶対策事業

福知山市いじめ防止強調月間スローガン

『優しい言葉でつながろう！ わたしとあなたとみんなと…』



今年度の取組内容

いじめ・虐待^{ぎゃくたい}・不登校など、子どもの人権をめぐる状況は厳しいものがあります。自尊感情に乏しくコミュニケーション能力が十分でないために、子どもたちが様々なトラブルに巻き込まれたり事故から抜け出せなかったりすることが増えています。

こうした状況から、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが必要となっています。本市では、市いじめ防止基本方針に基づき、学校での年間を通じた取組、11月のいじめ防止強調月間の取組、いじめ防止講演会の開催など具体的な活動を実施しています。

いじめ防止強調月間では、自分のことば遣いを見直したり、PTAや地域と連携した啓発活動等を実施したりしています。児童生徒自身が正しい認識で適切な人間関係を築く力を身につけ、また、見守る大人は、いじめ問題等について正しい知識を共有し知識を深めることで子どもの健やかな成長を支援していきたいと考えています。

各校のいじめ防止強調月間取組紹介

- 人権標語の作成・発表
- 教職員による人権劇
- 異年齢集団による活動
- 地域の方や保護者とのふれあい教室
- 非行防止教室
- ふわふわ言葉キャンペーン など

いじめ防止のために

各小中学校では年間を通じ、様々な取組を行っています。その中には、家族や地域の方と連携をした取組もあります。毎月11日の家族だんらの日に家族とのコミュニケーションをとったり、地域の方との交流の中で児童生徒の自尊感情や豊かな感性を育んだりしています。福知山市の未来を担う子どもたちを守り育てるため家族や地域の方と連携して取組を進めていますので、ご協力をお願いします。

全国的に大きな社会問題となっているネットトラブルについて、南陵中学校生徒会と南陵中学校PTAは連携してネットトラブル防止のため約束ごととして『南陵ネットトラブル0(ゼロ)宣言! STOP9(ナイン)!!』を作成し自主的な取組を進めています。

南陵ネットトラブル0(ゼロ)宣言!

STOP9(ナイン)!!

- 第一条 ネットは午後9時以降使用しない
- 第二条 ネットに陰口・悪口を書かない
- 第三条 嫌がることを見て見ぬふりしない・させない・許さない
- 第四条 許可なしに写真を撮らない・載せない・広めない
- 第五条 個人情報を読まない・流さない
- 第六条 ネットで知り合った人に会わない
- 第七条 有害なサイトを見ない
- 第八条 食事中はスマートフォンなどをしない
- 第九条 家庭で使用する上でのルールを決める

学校教育課

TEL 24・7040 FAX 24・4880

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待とは、

身体的虐待

なぐ 殴る、け 蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼ 溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴言・暴力を振るう（ドメスティック・バイオレンス：DV、被虐待児童の兄弟受理）など

※本市が受理した平成26年度の虐待通告件数は、身体的虐待、ネグレクト、泣き声通告やDVに伴う心理的虐待、被虐待児童の兄弟受理など、159件で、前年比1.2倍と増加しています。

平成27年7月1日から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になりました。

**虐待かも
と思ったら
いち早く
189番へ**

189番にかけると
お近くの児童相談所につながります。



身近な相談窓口（気軽に相談してください。秘密は厳守されます）

- 福知山児童相談所 TEL22-3623・FAX22-3746
- 子育て支援課（家庭児童相談室） TEL24-7066・FAX22-9073
- 健康推進室（中央保健福祉センター） TEL23-2788・FAX23-5998

～里親になりませんか～

さまざまな事情のため家族と暮らすことができなくなった子どもを、自分の家庭に迎え入れ、家庭的な雰囲気の中で育ててくださるのが「里親」です。養子縁組を希望される「養子縁組里親」のほか、一定期間自分の家族で育てて、いずれ保護者の元に帰ることも視野に入れた「養育里親」があります。

**あなたを必要としている子どもがいます。
里親に関心がある人は下記までご相談ください。**

- 京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）
〒620-0881 宇堀小字内田 1936 - 1 TEL22-3623・FAX22-0429

高齢者の権利擁護

高齢者虐待を知っていますか

平成18年4月に高齢者虐待防止法

(正式名称「高齢者虐待の防止、高齢者の※養護者に対する支援等に関する法律」)ができ、高齢者虐待に対して社会的関心が高まりました。

※養護者…高齢者の世話をしている家族、親族、同居人など

高齢者虐待の種類

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

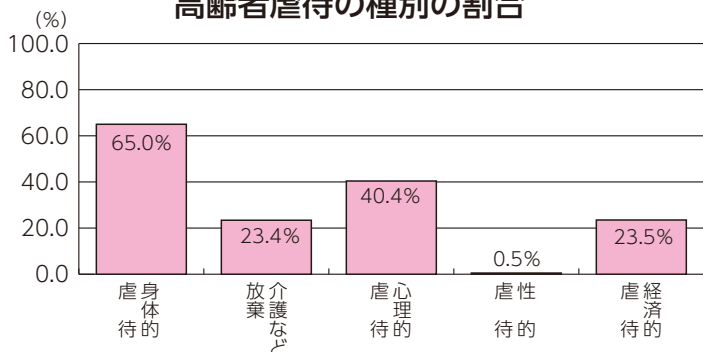
性的虐待

高齢者にわいせつな行為をするこ
とまたは高齢者にわいせつな行為を
させること。

経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該
高齢者の財産を不当に処分するこ
と、その他当該高齢者から不当に財
産上の利益を得ること。

高齢者虐待の種別の割合



養護者による高齢者の総数 15,627人に対する虐待の割合
(平成 24 年度厚生労働省調査結果より)

養護者による高齢者虐待の 防止と養護者に対する支援

高齢者虐待防止法は虐待を受けた
高齢者への支援だけでなく、虐待を
行った養護者も支援の対象としてい
ます。

高齢者虐待の背景要因として、「養
護者の疾病・障害」「養護者の介護
疲れ・介護ストレス」「経済的問題」
「養護者と高齢者の人間関係」が虐
待発生要因の上位を占めています。
また、限られた介護者が密室性の高
い状況に置かれて負担が高まってい
ることが挙げられます。

高齢者虐待の防止のために、養護
者の悩みを聞くことや、適切な介護
保険サービスを利用するなど養護者
の心身の健康を目標に支援する必
要があります。

まずは「相談を！」

「虐待を受けている」「このままで
は虐待をしてしまいそう」「虐待か
もしれない」という場合などは下記
の相談窓口にご相談ください。

高齢者虐待に関する相談窓口

【福知山市地域包括支援センター】

- 中央包括支援センター（市役所内） TEL24-7073・FAX22-9073
- 東部包括支援センター（三和支所内） TEL58-3010・FAX58-3013
- 西部包括支援センター（夜久野支所内） TEL37-1108・FAX37-5002
- 北部包括支援センター（大江支所内） TEL56-1106・FAX56-1108

「支えよう 素敵な笑顔 もどるまで」

平成27年度京都府犯罪被害者等支援スローガン

犯罪被害者について

私たちは、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者になることがあります。犯罪に遭われた人やその家族・遺族は、けがをしたり、命を奪われるなど直接的被害を受けま
す。また、身体への直接的な被害だけでなく、警察への届出や病院などの手続きに追われるほか、事件・事故の精神的なショックから眠れない・食べられないなどの症状が出たり、医療費の支払いや失職などによって経済的に困窮したり、周りからの無責任な言葉や報道で傷つけられることにより、二次的被害を受けることがあります。

犯罪被害者などへの対応

犯罪は風化しても、犯罪被害者のつらい記憶は風化することはありません。まわりの皆さんの優しさや温かい心配りなど、一人ひとりの行動が支援の輪を広げます。

また、治療のための通院や裁判の手続きなどで長期や部分的な休暇が必要となる場合があります。各企業・事業所においては、必要な休暇が取得できるように、現行の制度の理解を深め、人員の調整をするサポート体制が必要です。

犯罪のない地域社会を目指すとともに、犯罪の被害に遭われた人やその家族・遺族が安心して暮らせるよう、地域の皆さんの理解と配慮のもと、社会全体で犯罪被害者などをサポートできる環境づくりに努めましょう。

犯罪被害者支援

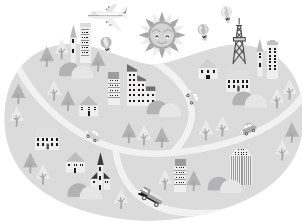
京都府犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者やその家族・遺族の心のケアなどの支援をしています。被害者支援者による電話相談や面接相談、裁判傍聴の付添など、犯罪被害者やその家族・遺族に必要な支援を行っています。

また、犯罪被害者などへの支援者が増え、活動が広がることにより、あらゆる二次的被害から被害者を守るができるよう、被害者支援者（ボランティア）の募集・養成も行っていきます。専門家などによる研修などの要件がありますので、詳しくはセンターまでお問い合わせください。

- 京都府犯罪被害者支援センター
TEL兼FAX 075・415・3008
- 福知山警察署
TEL 22・0110
- 福知山市暴力追放推進協議会
(生活交通課内)
TEL 24・7020・FAX 23・6537



犯罪被害者等
支援シンボルマーク
「ギュットちゃん」



相談機関	相談内容	電話番号	相談時間
生活交通課	犯罪被害などに関する相談	0773-24-7020	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
福知山警察署	犯罪被害などに関する相談	0773-22-0110	毎日 24時間
京都府犯罪被害者サポートチーム	犯罪被害などに関する相談	075-414-5700	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
レディース110番 (京都府警察本部捜査第一課)	強制わいせつなどの性犯罪の被害に関する相談	075-411-0110	月曜～金曜 午前9時～午後5時
公益社団法人 京都府犯罪被害者支援センター	犯罪被害などに関する相談	0120-60-7830 075-451-7830	月曜～金曜 午後1時～午後6時

ハンセン病について正しい理解を

ハンセン病やハンセン病療養所、ハンセン病差別について知っていますか？現在においてもハンセン病回復者や家族は、周囲からの理解不足から差別や偏見に苦しんでいます。

ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」による感染症のことで、かつて「らい病」と呼ばれていました。らい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとって、「ハンセン病」と呼ばれています。感染力は非常に弱く、感染することも発病することも現代では稀な病気で、隔離する必要はありません。

しかし、治療法が確立するまでは、発病後の特徴が皮膚に病理的な変化を起こし、末端(手・足・鼻など)を変形させることや、失明に至ることから、恐ろしい伝染病だと考えられていました。日本におけるハンセン病の歴史は、古くは日本書紀や今昔物語にも記録が残されています。

現在は治療法が確立され、適切な治療(複数の抗生物質を併用する多剤併用療法)を受ければ、完治する病気です。



ハンセン病差別問題とは

感染者を強制的に隔離する政策が行われ、1907(明治40)年から1996(平成8)年まで、法律「癩予防ニ関スル件」による自由を抑圧する人権侵害の時代が続きました。1930年代には、ハンセン病患者をゼロにすることを目的とした「無らい県運動」が全国に広がり、各府県の当局は患者を探して入所者数を競いました。

人里離れた強制収容所では、社会と絶縁するため、偽名を使用させられました。結婚するには男性は断種手術が条件とされ、女性は妊娠しても産むことは許されませんでした。

また、らい菌はおもに家庭内で感染・発症することから、遺伝病とも思われ、感染者家族も偏見と差別に苦しむこととなりました。保健所の職員が感染者の自宅を徹底的に消毒し、強制的に療養所へ送られる光景も人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けることとなり、社会からますます排除されることになりました。

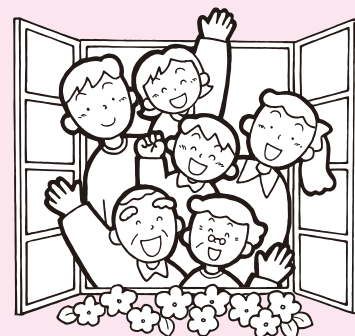
法律の廃止後も、2003年(平成15年)にはハンセン病の回復者がホテルの宿泊を拒否されるなど、社会的差別は根強く残っています。病気に対する恐れや不安のみならず、回復者に対する外見上の抵抗感から排除する差別が生まれています。

—ハンセン病問題を解決するために—

日本には、平成27年5月1日現在で、1,725人が全国14カ所のハンセン病療養所で生活されており、その中には、24人の京都府出身者がおられます。入所者は後遺症による障害や高齢化などにより社会復帰が困難になっています。

京都府では、入所者に故郷に帰っていただき、お墓参りやご家族との再会などの機会を提供しています。中高生を中心に療養所を訪問し、入所者から直接体験談を聞くなどの交流する機会を提供し、ハンセン病問題に対する理解と知識の向上を図っています。また、入所者の制作した作品展を開催したり、啓発パンフレットの配布などを実施しています。本市においても、療養所を訪問し、ハンセン病問題についての学習を深め、差別や偏見の解消を図っている中学校があります。

長きに亘る隔離政策でハンセン病の存在が身近でなくなったことや、病気の発症の減少とともにハンセン病についての無理解も増えています。正しい知識を身につけ、差別を受けてきた人々を自分や家族のこととしてとらえ、問題を考えることがハンセン病への差別や偏見をなくすことにつながります。誰もが幸せに生きるまちづくりを進めていきましょう。



住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない！

「事前登録型本人通知制度」への登録を！！

この制度は、本市に住民登録や本籍のある人が事前に登録しておくことで、代理人または、第三者に戸籍や住民票の写しなどが交付されたときに、通知を受ける制度です。

「本人通知制度」は、不正取得と特定の人物による権限の悪用を未然に防ぎ、市民の皆さんのプライバシーを守るものです。

●まず登録を

手続きは市窓口へ

市民課、各支所、
各人権ふれあいセ
ンター、各児童館
で登録することが
できます。

●登録後本人以外に住民票などを交付したときは

本人以外に住民票などを交付

交付したことを登録者本人
へ通知



①登録できる人

本市に住民登録または戸籍がある人
(過去にあった人)

②登録に必要なもの

印鑑・運転免許証など本人確認できる書類

③対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍
の謄本または抄本、これら住民票・附票の
除票および除かれた戸籍

④通知する内容

交付年月日、交付証明書の種別、交付枚数、
交付請求の種別（代理人または第三者の別）
※この制度は、交付されたことを通知するもので、
交付請求者の名前、住所は通知しません。また、
交付を差し止めるものではありません。

多くの人の登録が不正取得の抑止力を高めます

この制度は登録者が増えることで、不正取得による個人の権利侵害防止や個人情報不正請求の抑止力の強化につながります。ご自身はもちろん、ご家族や大切な人を守るためにぜひ、登録をご検討ください。

お知らせ

「本人通知制度」の登録期間をなくし、継続登録とします。

変更前

3年ごとの更新手続きが必要



変更後

更新手続きは不要
登録は、廃止の届出がない限り有効

※住民異動などの際の変更届、登録廃止を希望される場合の廃止届は、これまでどおり必要となりますので、ご注意ください。

■市民課 TEL23-7014・FAX23-9780

■人権推進室 TEL24-7022・FAX23-6537

今年^{ひじゅん}は「女子差別撤廃条約批准30周年」の年です。

* 批准＝それぞれの国が条約の加盟国になるための意志を最終的に表示する行為

「女子差別撤廃条約」（正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する条約です。わが国でも、1985年にこの条約に批准しました。

★中心理念は「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を決める考え方をなくすことであり、「法の上の平等」だけでなく「事実上の平等」も保障しています。実際の暮らしのなかで「女性だから」という理由での排除や制限、男性と区別することは、たとえ昔からの伝統や慣習であっても許されません。

★条約の加盟国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、女性に対するすべての差別を禁止する措置をとることなどが規定されています。

★差別をされている状況を解消するためであれば、差別されている側に積極的に活動に参加する機会の提供や保護するための特別措置を認めています。これをポジティブ・アクションと言い、妊娠出産を保護するための特別措置も差別にあたらぬとしています。

★わが国でも、「男女雇用機会均等法」「育児介護休業法」「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」などが制定され、政策・方針決定過程への女性の参画や、女性に対する暴力の根絶に関する施策などが行われてきました。

わが国にはまだまだ多くの課題があります。

- *男女平等（ジェンダー・ギャップ）指数ランキング（2014年）では
→142カ国中、日本は104位。主要7カ国中最下位。
- 企業における女性管理職の割合（総務省「労働力調査」）（2014年）では
→わが国は11%。欧米の30～40%に比べ、大きく劣ります。
- ハラスメント被害は
→年々増加傾向にあり、*セクシュアル・ハラスメント、*マタニティ・ハラスメント、*DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害者の多くが女性です。
- 婚姻制度は
→婚姻最低年齢は女性が16歳で、男性が18歳と定められており、離婚後は女性だけに再婚禁止期間があります。
- 本市で平成26年に実施した意識調査では
→男女平等であると感じる人の割合が平成21年の調査より低下しており、男性が優遇されていると感じる人の割合が高いことがわかりました。



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク

用語集

*男女平等（ジェンダーギャップ）指数

→世界142カ国を対象に、男女平等の達成レベルを経済、教育、政治、健康の4分野から評価した数値。

1位は6年連続アイスランドで、最も男女の格差が少ない。以下、2位フィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデン、5位デンマークと北欧の国が続きます。アジアにおいてはフィリピンが9位でした。

項目別では日本は経済活動の参加と機会が102位、教育が93位、健康と生存が37位、政治への関与が129位となっています。

*セクシュアル・ハラスメント

→相手を不快にさせる性的な言動のこと。

*マタニティ・ハラスメント

→出産や妊娠をきっかけとした、職場での嫌がらせや、解雇や降格など不当な扱いのこと。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

→夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーが暴力と脅しにより相手を支配し、コントロールしようとするもの。

平成27年度男女共同参画週間のキャッチフレーズは、「**地域力×女性力＝無限大の未来**」です

皆さんはどう思われますか？

A

テレビで、ある飲食チェーン店では、男性客のことを「社長」、小さい男の子の客は「若社長」と呼び、女性客には「お嬢さん、お嬢ちゃん」と呼ぶので楽しい、と放映していました。お客さんのインタビューでも「社長と呼ばれて嫌な気がする人はいないでしょう」、「お嬢さんと言われるのはうれしい」、「お嬢さんは恥ずかしいので、お姉さんが良い」などと答えていました。

B

別の飲食店レポート番組では、「女性トイレにベビーベッドが置いてあり、女性にとってうれしい配慮！すごい！」とレポーターが紹介していました。

「お客さん」以外の呼び方で呼ぶことは楽しいと思うけど・・・男性と女性の呼び方の違いは何？性別で呼び方を変える必要がある？

見た目で男性か、女性か決めつけるのはどうなんだろう？見た目と心が違う人はどんな気持ちになるかな？

ベビーベッドがあるトイレはうれしいけど、どうして女性トイレにだけあって男性トイレにはないの？

今まで、当たり前のように受け入れていたことも、ちょっと立ち止まって、

「ほんとうにそれでいいの？」と疑問に感じることで、「男は仕事・女は家事、育児」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方や、戸籍上の性別に違和感のある人・同性愛者など多様な性に対する理解が、性別に関係なく生きがいを実感でき、自分らしく生きられる社会づくりに不可欠な男女共同参画社会実現への一歩になります。

福知山市男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）を8月1日に開設しました！！

男女共同参画センターは男女共同参画社会の実現をめざすための拠点施設です。性別に関わりなく能力が発揮できる、人権が尊重された社会をめざす市民が活動し、気軽に出会う交流の場となることを願い設立されました。

ワーキングルーム兼保育ルームは少人数での打ち合わせや作業に最適です。子ども用スペースがあるので、小さなお子さん連れのお父さん、お母さんも気軽にご利用ください。



一人で悩んでいませんか？

「これってDVじゃないかな？」と思うたら相談してください。相談内容や秘密は固く守ります。

***命に危険がある場合は迷わず110番してください。**

女性相談・DV相談窓口

人権推進室 平日午前8時30分～午後5時15分	TEL24-7022
京都府北部家庭支援センター 平日午前9時～午後5時	DV専用電話 TEL22-9911
福知山警察署 24時間対応	TEL22-0110

予約・問合せ
人権推進室 男女共同参画推進係
(TEL 24・7022・FAX 23・6537)

女性弁護士による女性法律相談
*相談は無料・要予約
とき／12月16日(水)、平成28年2月17日(水)
①午後1時～
②午後2時～
③午後3時～
おひとり1時間。各日3人まで
ところ／ハピネスふくちやま3階(内記三丁目)

男性のための電話相談
*相談は無料・電話代は個人負担
とき／12月3日(木)
午後5時30分～午後8時

女性相談
*相談は無料・要予約
とき／12月10日、平成28年1月14日、2月18日、3月10日、24日(各日、木曜日)
①午後1時～
②午後2時～
③午後3時～
おひとり1時間。各日3人まで
ところ／ハピネスふくちやま3階(内記三丁目)

多文化共生の推進

本市では、外国籍市民も同じ地域の住民として互いに認め合い、「共に幸せを生きる」地域づくりに参加できる「多文化共生」を推進していきます。

外国籍市民は、日本人との人種、言語、宗教、習慣などの違いから、さまざまな生活上の問題や、偏見や誤解などによる人権に関わる問題に直面する可能性があります。

本市では、民間国際交流団体と個人会員で構成する「福知山市国際交流ネットワーク会議」と連携し、外国籍市民が安心・安全に生活するために、外国籍市民生活支援事業や外国語生活ガイドブックの発行などの事業に取り組んでいます。

現在、本市には800人を超える外国籍市民が住んでいます。皆さんは外国籍の人と積極的な交流をされていますか？

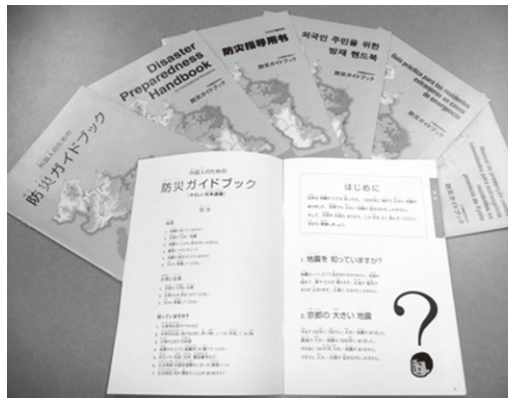
同じまちの住民として、偏見や誤解のない対等な関係を築き、人権が尊重される、「共に幸せを生きる」福知山を目指しましょう。

☆京都府国際センターについて☆

本市の多文化共生推進事業の実施にあたっては、京都府国際センターとも連携を図っています。

京都府国際センターは、広く府民・市町村・民間団体などと協力を図り、地域の国際化や災害時における外国人への支援を積極的に進めています。

京都府の国際化に関する情報などは、センターのホームページなどで紹介されています。



外国籍府民向け防災ガイドブック

☆国際交流ボランティア募集☆

福知山市国際交流ネットワーク会議では、日本人と外国籍の人が相互理解を深めながら、お互いに快適に暮らすことができるまちづくりを進めるために、国際交流ボランティアを募集しています。

- 登録分野としては、
 - ホストファミリー
 - 通訳・翻訳
 - 伝統文化紹介
 - 国際交流活動支援
- の4分野で、年間を通じて随時募集しています。

申込・問合せ

- 福知山市国際交流ネットワーク会議事務局（まちづくり推進課内）
 - まちづくり推進課
- TEL 24・7033・FAX 23・6537

問合せ

- 公益財団法人 京都府国際センター
- 京都市下京区烏丸通塩小路下ル
- 京都駅ビル9F
- TEL 075・342・5000
- FAX 075・342・5050
- HP <http://www.kpic.or.jp>
- 開館時間：午前10時～午後6時
- 休館日：毎月第2・4火曜日、祝日、年末年始

人権と福祉の拠点施設 人権ふれあいセンターをご利用ください

本市では、人権ふれあいセンターを「地域福祉のコミュニティーセンター」と位置付けて、人と人とのつながりを大切にし、その絆をさらに強めることによって、お互いを認め合い偏見や差別のないふるさと福知山を作るため、年間を通して広く市民を対象にしたさまざまな事業を実施しています。

創作や体操、カラオケなどの各種教室だけでなく、住民の皆さんのくつろぎの場として会館を開放するサロン事業や、人権講演会、夏祭りや文化祭などの人権啓発・交流事業の開催を通じて、人々が交流する中でお互いの違いを認め合いながら、違いが豊かさをはぐくむ人権尊重のまちづくりを進めています。

人権ふれあいセンターのおもな事業

- 教養・文化教室の開催
- 夏祭りや文化祭などの実施
- 人権啓発講演会・パネル展
- 総合生活相談の窓口

ー 福祉・就労・教育・人権など

あらゆる困りごとに応じていますー
～人権尊重のまちづくりを進めます～



また、下六人部会館・南佳屋野会館・堀会館および夕陽が丘教育集会所では、高齢者がいつまでもお元気で生き生きと暮らしてもらえるよう介護予防のための教室（デイサービス事業）を毎月1回行っています。この教室では足腰の痛みなどにより本人が会館・集会所まで来られない人への送迎サービスも行っています。（運行時間の関係で送迎地域に制限があります）

教室の内容・開催日は施設によって異なりますが、市内にお住まいの人であればどなたでもご参加いただけます。

各教室の具体的な内容や参加申込み方法などについては最寄りの人権ふれあいセンターへお問い合わせください。

人権ふれあいセンター施設名	所在地	電話番号
下六人部会館	長 田	27-0194
南佳屋野会館	南佳屋野	27-6009
堀会館	堀 □	23-3927
きらめき館	向	37-1311
さわやか館	中 田	38-0328
開館日時：毎週月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日・祝日閉館) 午前9時から午後5時まで		

※きらめき館は、毎週月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで開館（水曜日・土曜日・日曜日・祝日閉館）

※さわやか館は、毎週月曜日～土曜日午前9時から午後5時まで開館（木曜日・日曜日・祝日閉館）となっています。

■夕陽が丘教育集会所の連絡先 TEL23-6498

人にいちばん近い
まちづくり人権講演会
を開催します

12月の人権週間推進事業として、人と人の「つながり」の大切さや、人権尊重について考えていただくため開催します。ぜひご参加ください。

○と き / 12月11日（金）

午後7時～8時45分

○と ころ / ハピネスふくちやま4階

福知山市民ホール

(内記三丁目)

○講 師 / 湯浅 誠さん

(社会活動家・法政大学教授)

○入 場 料 / 無料・予約不要

○その他 / 保育ルーム・要約筆記・

手話通訳・赤外線補聴システムを準備しています。



講師 / 湯浅誠さん

■人権推進室

TEL 24-7021-7022

FAX 23-6537

差別を見逃さず許さない児童づくり

児童館での取り組み

乳幼児やその保護者からお年寄りまで、多くの人にご利用いただいている児童館を紹介します。

児童館とは

18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びと生活の援助、地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした、児童福祉法に規定されている児童厚生施設です。（厚生労働省「児童館ガイドライン」より）
（※児童福祉法では、児童とは満18歳に満たない者をいいます）



広島平和行動の参加者

本市の運営方針

児童館は、児童の心身の健全な発達を促すとともに、基本的な人権尊重の精神に基づき、さまざまな事業を通じて、差別を見逃さず許さない児童づくりに努める。（福知山市児童館運営要綱より）

差別を許さない人材育成

同和問題や児童虐待、女性の人権侵害などがなくならない中、近年ではインターネットで悪質な書き込みをするなど差別も深刻化しています。

児童館では、これらすべての人権問題の解決のために、幼児期からの一貫した人権教育が重要と考えており、一人ひとりの子どもに寄り添い、人権学習会などさまざまな機会を通じて相手を思いやる心を育みながら、差別を許さず、なくしていく意欲と実践力を持った人材の育成を図っています。

住民参加の人権のまちづくり

近所付き合いが少なくなり、地域コミュニティの崩壊、人間関係の希

薄さが叫ばれる中、東日本大震災後、「絆」の言葉に代表されるように、人と人とのつながりがあらためて見直されています。

子どもが健やかに育つには健全なまちづくりが欠かせません。児童館はこの視点に立ち、夏祭りや文化祭をはじめとする事業を開催し、地域に積極的に働きかけながら交流の場を提供しています。

また異なる世代、異なる学区、異なる国籍の人との交流を促進し、お互いの違いを認め、違いが豊さをはぐくむ人権尊重の「人にいちばん近いまちづくり」を進めています。

取り組んでいる事業

児童館では次のような事業を行っています。皆さん、ぜひ参加してください。

- 「ひとを大切にすると人権育成事業」
10館合同社会体験学習、広島平和行動、人権学習会、映画・演劇鑑賞、キャンプなど
- 「元氣いっぱいいのびのびサポート事業」
やんちゃフェスタ、乳幼児教室、各種教室（パソコン、一輪車、陶芸、料理、書道）など
- 「出会いふれあい推進事業」
夏祭り、文化祭、高齢者や外国人

市内の児童館・児童センター	所在地	電話兼 FAX
堀児童館	堀 □	23-5973
前田児童館	前 田	27-6711
南佳屋野児童館	南佳屋野町	27-5260
丘児童センター	旭が丘	23-3549
下六人部児童センター	長 田	27-3299
庵我児童館	下 猪 崎	23-7309
菟原児童館	菟原下二	58-4366
額田児童館	向	37-1217
上夜久野児童館	中 田	38-0552
南有路児童館	南 二	57-0612

とのふれあい、野外体験学習など（行っている行事は館によって異なります。詳細はそれぞれの館にお問合わせください。）

開館時間

- ※火曜日・土曜日
午前10時～午後6時まで
- （日曜日・月曜日・祝日は休館）
- ※南有路児童館は、火曜日・日曜日
午後1時～6時まで
- （月曜日・祝日は休館）

子育て支援課

TEL 24-7082 FAX 23-6537

☆ * * * 未来につながる若い力 * * * ☆

人権の輪つながり広がり事業

人権の輪つながり広がり事業とは、次代を担う人権リーダーを育てることを目的とし、人権や平和を学習する中・高校生を対象とした事業（STAR・差別を許さない子ども育成協議会、広島平和行動、長崎平和学習の旅、沖縄人権文化体験研修、各児童館学習クラブ）の参加者が、つながりあい、仲間づくりをめざす取り組みです。仲間づくりを通して、お互いの活動内容を学び、刺激しあい、人権・平和学習を深めています。また、その成果を多くの人に伝えるために、啓発活動などを行い、人権リーダーとして活動しています。

○中・高校生交流会

同じ講演を聞いたたり、料理を一緒に作ったり、ゲームに取り組むことで、お互いを知り、仲間づくりの大切さを学んでいます。

○人権ワークショップ

ファシリテータ（進行役）からの質問について考え、お互いの意見を聞き、一人ひとり意見が違うこと、その違いを大切にしなければならぬことを学んでいます。

○人権フィールドワーク

史跡などをめぐり、普段では感じることのない視点から歴史を学び、現在に残る差別の不条理性（おかしさ）について学んでいます。



京都の寺院でフィールドワークをする参加者

STAR差別を許さない子ども育成協議会

STARとは、差別を許さない子ども育成協議会の愛称で、「STUDY（学ぶ）・THINK（考える）・ACT（行動する）・RIGHTS（権利）の頭文字をとって名づけました。

次代を担う子どもたちが、人権（権利）について、学び、考え、行動することで、キラキラと輝き、人生の主役「スター」となってほしい、そ

んな思いが込められた愛称です。

協議会は、市内の小・中学生50人の子ども会員と子どもの育成に関わる組織・団体の代表や、STARの活動に共感する人、子ども会員の保護者などの大人会員で構成しています。

子ども会員は、単にイベントや行事に参加するだけでなく、準備をしたり、受付をしたり、司会をしたりと、大人たちと一緒に運営に携わっています。また、STARを卒業した高校生が、子どもたちの活動を応援してくれるSTARサポーターとして活動してくれています。

○国際交流事業

外国籍の人と交流し、世界各地の文化に実際に触れることによって、さまざまな文化や考え方の違いを知ることが目的とし、観音寺で毎年開催される「国際交流ふれあい農園収穫祭」に参加しています。

収穫祭では、さまざまな催しを楽しむとともに、STAR子ども会員たちもステージ発表やゲームなどを考え、外国の人たちと交流します。

○ヒューマンフェスタ

ヒューマンフェスタでは、親子で人権を考える機会をつくることを目的に、映画の上映会や太鼓の演奏会などを実施しています。

STAR子ども会員は、子どもス

タッフとして、当日の会場ポスターや看板の作成、受付や会場整理、司会進行などを努め、イベントを自分たちで開催・運営します。



和太鼓演奏グループ倭とSTAR子ども会員

★会員を募集しています

STARでは、一緒に活動していただける会員と、子ども会員として活動に参加してくれる小・中学生を募集しています。

STARの活動に少しでも興味を持たれた人は、ぜひ協議会事務局までご連絡ください。

■「STAR（差別を許さない子ども育成協議会）事務局」生涯学習課人権教育係

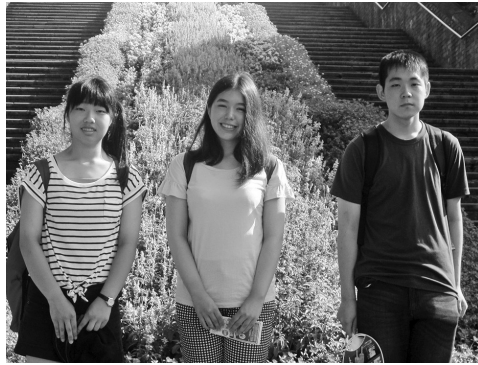
TEL 24・7064・FAX 24・4880

長崎平和学習の旅 学習報告



8月8日(土)～10日(月)

■人権推進室人権推進係 (TEL24-7022・FAX23-6537)



左から向山玲緒菜さん (福知山高校1年)
 衣川ルイレベカさん (福知山高校2年)
 鈴木裕之さん (中丹支援学校2年)

終戦70周年という節目を迎える今年も、本市の高校生が被爆地長崎を訪れ、平和学習に参加しました。

現地では、2日間に渡る「青少年ピースフォーラム」に参加し、参加者と交流を深めるとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学びました。

最終日には、ワールドワークに参加し、ガイドの方に現地を案内していただき、被爆遺構を巡りました。



爆心地より1・5kmで被爆しました。

原爆が落とされた後、父を探していた中村さんは「水をちょうだい」と頼む少年と出会います。「あとで必ず戻ってくる」と約束して、その場を離れたが、少年のもとへ戻った時には、既に亡くなっていました。

中村さんは、あの時に水をくみに行けばよかったと今でも後悔しているそうです。中村さんのお話を聞いて、当時の人の思いや様子を知り、考えることができました。また、「戦争を繰り返さないように、次の世代に伝えないといけない」と、平和への決意を新たにしました。



「被爆体験講話」

70年前に被爆された中村一俊さんのお話を聞きました。中村さんは、小学6年生の時、

全国から集まった443人の参加者と、地元大学生のボランティア



↑各グループがまとめた意見を紙に書き、大きな青いボールに貼って、1つの地球儀を完成させました。

「平和な世界をつくるために」核兵器をなくすために必要なことは何か？ 私たちが平和を感じるのにはどんな時か？ その平和が続くためにどうすべきか？

参加者が15のグループに分かれ、話し合いました。

「戦争の記憶を風化させないために教育をしっかりとする、核兵器をなくすことは難しいが、戦争はなくすことができ、今の平和に感謝する…」など、多くの意見が出ました。

